

鴨川

迎春



法曹一元からみた 弁護士自己改革

坂元 和夫

1 問題提起

日弁連第17回司法シンポジウムにおいて、法曹一元を「弁護士を中心とする法律職の中から裁判官を任用する制度である」とする定義が採用されました。

「弁護士を中心とする」とは、裁判官の給源となる法律職の中で、弁護士が圧倒的に多数を占める現実を前提とする表現ですが、弁護士以外の法律職が給源となる場合に、任用資格として一定年数の弁護士経験を要求する制度の可能性をも想定しています。いずれの場合にも、法曹一元の下では、弁護士が裁判官選抜の母集団の大部分を構成することに変わりはありません。法曹一元は、裁判官任用制度として、キャリアシス

において改革を迫られるのかを検討します。

2 弁護士の量と質と配置

良質の裁判官を選抜するには、母集団である弁護士層に良質の人材が多数いなければなりません。

(1) 現在の弁護士人口一七、〇〇〇人が、母集団として、良質の裁判官を二〇〇〇人以上選抜し、その数を維持するに足りるだけの規模であるかどうかは確定的に判定することの困難な問題です。

しかし、現状が地域的にも事件類型的にも、国民の法的ニーズに十分応えられるだけの人数ではないことが明らかだとすれば、そこから裁判官を輩出することには相当の困難を伴うことも明らかです。従って、少なくともこの観点からだけでも、かなりの弁護士人口増が必要だということになります。

法曹一元は、弁護士人口増を必要とする改革の一つ

にすぎず、他にも、被疑者国選弁護士制度の導入や法律扶助制度の拡充など弁護士人口増を要する改革があるので、現状の不足状況と今後の改革の実現を考えると、かなり大幅な増員が必要とされるべきことになります。

弁護士人口を増加させるには、毎年の司法試験合格者の数を増やすしか方法がありません。平成二年の司法試験改革に関する法曹三者の基本合意によって、従来の年間五〇〇人から七〇〇人に増えた合格者は、平成一〇年から一〇〇〇人になりました。最近では、これをさらに増やして一、五〇〇人程度にすべきだと考える方が有力です。

合格者数を飛躍的に増やすと、現在の司法修習制度では、物理的にも対処することができません。これが合格者増の上限となるという見解がありますが、発想を変えて、法曹養成を大学に託する方法があります。

ロースクール（法科大学院）構想と呼ばれるもので、各大学の法学部終了者で法曹を目指す人を対象に実務法学教育を行うものです。この制度では、司法試験は、本来の資格試験性を回復することになります。

ロースクール方式を採用すれば、現在の司法研修所は廃止するのが筋です。官営の修習では批判精神が育ちません。全国の公私の大学がそれぞれの特色を活かして法曹を養成するシステムの方が魅力的です。

ロースクール構想は、大学改革の一環として、大学側が熱心にこれを提唱しています。しかし、この方式は、官僚養成学校といわれる東大等の出身者が合格者の中に占める割合が大きくなるため、キャリアシステムのままでは、官僚司法の弊が益々大きくなることが危惧されます。

ロースクール方式は、法曹一元と結びつかなければ

導入すべきではなく、逆に法曹一元は、ロースクール方式とセットでないと、実現の可能性が薄いのです。

(2) 現在の中央集権的な人事配置に代えて分権型を目指す法曹一元を導入するのに、弁護士の地域的偏在は大きな障害となります。これは、人口増だけでは解決の困難な問題です。

都市部でも国民各層のニーズに十分に応えられない現状のもとで、オーバーフローを待っていたのでは、かりに毎年の司法試験合格者を一五〇〇人に増やしたところで、地方まで行き渡るのに何十年もかかってしまうからです。日弁連では、遅まきながら、過疎地対策としての法律相談センターや公設弁護士事務所構想を実施に移しつつありますが、法曹一元を展望するならば、法曹資格を都道府県単位で付与し、弁護士業務を地域的に限定する分属制など、より抜本的な対策をも検討

すべきでしょう。

(3) 次に、弁護士一〇年の経験により裁判官適格を認める以上、単なる実務経験の長さではなく、豊かな社会常識、実務的法学理論および弁護士倫理などをその間に習得することが期待されます。しかし、今の弁護士会には、これを可能にする研修制度や法律事務所への指導体制が十分備わっているとは到底言えません。充実した研修制度や資格更新検定制度の導入が検討されるべきです。

3 任官希望者の確保

法曹一元を導入しても、優秀な弁護士は任官せず、任官を希望するのは弁護士として中位以下の者に偏り、その結果、裁判官の質が全体として低下する可能性があるといわれます。最高裁は、この点を法曹一元に反対する最大の理由とするようです。

これに対して、法曹一元のもとでは、裁判官の地位

が実質的に高まり、真の独立が保障される結果、裁判官職が現在よりもはるかに魅力的なものになり、やり甲斐に満ちたものとなるので、優秀な弁護士も挙って任官するだろうとの反論があります。

しかし、裁判官の質の低下についての危惧は、自由職業性を満喫・享受する現状の弁護士層を前提として考えると、反論の言うところを考慮してもなお杞憂とばかり言えないものを含んでいます。

では、どうしたらよいでしょうか。なかなか名案の思い浮かばない問題ですが、自由職業性を一部制限し、裁判官への任官を弁護士の公益活動義務として弁護士法で明記するのも一つの方法です。任官義務といっても、宣言的・訓示的なもので、法的義務ではないことはもちろんです。職業選択の自由との抵触問題は起こらないでしょう。これを根

拠に、裁判官制度を支えるのが弁護士の公共的責務であるとの意識を培養することを目的とするものです。

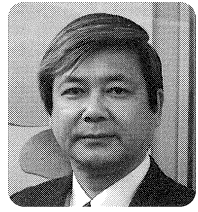
改革には痛みを伴いますから、弁護士層が痛みを嫌がり、義務づけを受け入れないのであれば、法曹一元導入は諦めるほかありません。しかし、弁護士の改革への消極姿勢は、国民の現行弁護士制度への疑問を招き、やがて自由職業性や弁護士自治も奪われる結果となるかもしれないことを覚悟する必要があります。

4 弁護士の体質向上と国民の信頼

官僚司法の廃絶や裁判官の民主的基盤の付与は、任用システムの転換によって実現されるものですが、給源の人的資質の如何が全く関係しないわけではありません。担い手が官僚的、非民主的体質の持主では、システムが変わっても官僚的反国民的司法が維持される危険があるからです。

弁護士は、市民に近いところで仕事をするので、キャリア裁判官に比べれば、権力的でなくリベラルな人が比較的多いということはできるでしょう。しかし、弁護士というだけで、全てが民主的・市民的感觉の持主であるとはいえません。一元裁判官を選出する母集団としての弁護士層全体の体質の向上を心掛けることが重要です。

臨同意見書は、国民の弁護士に対する信頼感が法曹一元導入の前提条件だとしましたが、現状でも国民の弁護士に対する信頼度は、決して低くはないと思われます。しかし、それをさらに高めることが法曹一元導入にとってプラスに働くことは間違いないので、弁護士の自浄努力と公共的役割の強調によって、その体質改善に心掛け、国民の弁護士に対する信頼を高めることの重要性を再確認すべきです。



「春の海」によせて

尾 藤 廣 喜

お正月の曲か

お正月、この原稿を読まれている皆様は、連日のようにTVで「春の海」を聞かれていることと思います。今では邦楽を代表するこの曲は、お正月を描写した曲のように思われていますが、そうではありません。

宮城道雄が、昭和五年の勅題「海辺の巖」にちなんで、瀬戸内海を船で旅した文字どおり春の海の状態を描いた曲です。

ゆったりと寄せる波、船ばたに当たる小波の音、かもめの鳴き声、勇ましい魯をこぐ音などが巧みに織り込まれた、誰にも親しまれるこの曲ですが、意外なことに、発表された当初はさ

んさんの評価だったそうです。旧来の日本音楽が、型を重んじ、感情を押さえた抽象的な音楽作りを目指していたところに、素直に感情や情景を表した宮城の曲作りに対しての反発には、異常なものがありました。

特に、擬音を巧みに使った曲がまさに独創的であったが故に、下品であるとか、日本の音楽の伝統を無視するものであるとかの感情的な批判が多く寄せられていました。

シュメーとの出会い

しかし、昭和七年に来日したフランスのヴァイオリニスト、ルネ・シュメーがこの曲の評価を一変したのです。シュメーは、この曲

を高く評価し、尺八のパートをヴァイオリンで演奏し、これが大評判になりました。さらに、米、英でレコード発売されるや、たちまち当時のベストセラーとなりました。こうなると、「西洋の音楽の模倣者」という評価が、「世界の宮城」と大転換するから不思議です。

天才宮城道雄

しかし、宮城の才能は、当時の評価を遙かに超えていました。幼いころに朝鮮に渡り、貧しさのためレコードを買う余裕がなかった宮城は、寒中にレコード店の前に立ってレコードを聞き、バッハやモーツァルトなどの洋楽を独学したといわれています。そして、その鋭い感性で、ラヴェル、ドビュッシー、ストラヴィンスキーという同時代の音楽家を高く評価していました。

の箏である十七弦箏を開発したり、ピアノの発想で八十弦を創るなどの楽器の改良にも大きな力を発揮しています。

「春の海」の可能性

この曲は、他の邦楽曲とは違って、箏と尺八というオーソドックスな演奏以外に、ピアノと尺八、ハープとヴァイオリン、箏とフルートなどさまざまな楽器での演奏が試みられているのが嬉しいところです。また、箏と尺八の演奏でも、元祖宮城道雄と吉田晴風の演奏と今日の演奏家の演奏とは大きく変わってきています。なかでも、ジョン・海山・ネプチューン師の尺八による「春の海」は、師が元サーファーであったことも影響してか、カリフォルニアの「春の海」のようで大変おもしろいものです。

宮城曲には、数え年十六歳の時の処女作「水の変態」での清新さ、尺八オブリガー

ドの歌曲「秋の調べ」にみる叙情性、「手事」の高度のテクニク、「日連」「越天楽変奏曲」などのオーケストラ性など多面的な魅力があります。

「春の海」をきっかけに、二〇〇〇年は、宮城道雄の世界に遊んでみてはいかがでしょうか。

ティータム・コンサートのご案内

■二〇〇〇年一月一六日(日)

午後二時三〇分から

■京都東急ホテル

(堀川五条下ル)

箏

成田松代師、
加藤創子師ほか

尺八

尾藤憲山
春の海、万歳、

曲目

越後獅子

参加費

一五〇〇円
(ケーキセット)

参加ご希望の方は、当事務所までご連絡下さい。



江戸の訴訟弁護士

山崎 浩一

■裁判で家を失う？

よく言われることに、裁判沙汰になると家・屋敷、を失うということがあります。確かに、裁判に費用がかかるのは事実ですが、裁判費用で家を失うというのはどう考えても誇張だし、かといって何の根拠もなしにこれだけ流布するはずもない。いったいどうしたことでだろうかと思議に思っていたところ、この疑問に答える本を見つけました。

■変死の無届埋葬

嘉永二年（一八四九年）

■公事宿

嘉永三年、勘定奉行池田

富士山麓の御宿村の源右衛門宅を、武装した博徒が急襲しました。狙いは無宿人の物蔵でした。惣威殺害後、博徒は家を去りましたが、残った源右衛門一族は博徒との付き合いを知られるのを恐れ、無届けのまま死骸を埋葬したのです。しかし公事方御定書によれば、変死者が生じた場合には発見者は即刻検使願いを領主に提出しなければならぬと定められていたのです。

この件は、村内部では源右衛門を出行させて、表沙汰にしないことにしたのですが、一連の広域抗争事件の関与者が捕まり、芋づる式に惣威の一件も幕府の知るところとなりました。

播磨守からの差紙が源右衛門家に飛脚により届けられました。差紙には、ただ「尋ねたいことがあるので一同の者早々に出頭せよ」と書いていました。この差紙を届けた飛脚は馬喰町の公事宿の者でした。

公事宿は訴訟のため出府した人々を宿泊させる傍ら、訴訟事務を助けることを奉行所から公認されていた。幕府は公認の代わりに逗留の旅人の監視をさせ、訴訟の末端組織としての任を負わせたのです。

他方で、幕府は公事宿に對し、落着に際し祝儀をもたらしたりしないことや、内済（示談）の場所には金のかかる水茶屋を使わず、双方の宿が幕府公認の控所を使う事などを徹底させています。訴訟費用がかさむことによる村騒動が起きることを恐れていたのです。

御宿村からは、出行した当主のかわりに父親・親戚五人組、そして名主吟右衛

門も江戸に出向きました。

■吟味の洪滞と賄賂

江戸に着いた吟右衛門一行でしたが、一向に吟味が始まりません。農事のこと気がなり帰村したくとも、許可がない限り定められた公事宿に宿泊し続けなければなりません。

吟右衛門一行の江戸滞在期間は、通算一八九日間のぼりでした。しかし、このうち吟味のための呼び出しはわずか一三日間でした。吟味の促進と落着のため、吟右衛門は勘定奉行の用人を接待し、かつ多額の賄賂（二〇両）を渡しています。高級料亭は、幕政をめぐる幕閣の要人等の官官接待の舞台となっていました。当時の江戸は、タテ社会であり、大名家臣間の下賜献上という贈答儀礼が幕藩制社会を貫く原理となっていました。

さて、この事件の費用総額は二四一両でした。公事宿滞在費、贈答（賄賂）、

接待費などが大半でしたがこの額は寒村にとっては莫大でした。この負担を巡り紛争が生じ、内済騒動になりましたが、最終的に吟右衛門四〇両、村の家々が資産に応じて負担し、不足分の五〇両は領主からの借入で済ませました。三五両の負担を求められた源右衛門一族は結局分散しました。まさに公事により家・屋敷を失ったのです。

これはわずか一五〇年前に行われていた裁判です。しかし、裁判費用といっても、中身は公事宿の費用、接待費、賄賂が主で、今の裁判では考えられません。もし今でもこのような印象が完全にはぬぐい去られてはいないとなれば裁判にとつて由々しい事態です。

ところで、嘉永四年六月に下された判決は、ほぼ公事方御定書の定めるとおり父親に「急度叱り」、五人組は過料三貫文、名主は過料三貫文でした。



酒と薔薇の日々

中村 多美子

◆薔薇を植えよう

ガーデニング本番にはまだ遠い、一昨年の二月、忙しかった事務所の仕事が一段落したときのこと。書店で、園芸の本が並べられていたのを見かけた私は、薔薇の育て方なんていう本を衝動買いしてしまったのでした。「一日三時間、日があたられば薔薇は咲く」、なんていう文句を見て、そういえば、うちにはおあつらえ向きにも南向きのベランダがあると考えた私は、荷物持ちに夫を動員、早速薔薇の苗を買いに出かけました。ガーデニングブームと世間では騒がれてはいても、忙しさにかまけて、花を眺める余裕も失いがちの私に

とって、いきなり薔薇を育てるなんて、ツエルニーも弾けないのにコンチェルトに挑戦するようなもの。しかし、何事もやってみなくてはわかりません。もしもうちのベランダに大輪の薔薇が咲き誇るようになれば、仕事の疲れも飛ぶというものです。

園芸店の人をお願いして、初心者向きの大輪の白薔薇（ハイブリッドティーローズという種類らしい。名前は「白川」）の新苗を選んでもらい、併せて買った植木鉢（結構大きくて重い）を夫に持たせて、意気揚々と引き揚げたのでした。

◆艱難辛苦を乗り越えて

それからというもの、買

い込んだ園芸書と首っ引きで、新芽が出ないかと待ち望みます。薔ブ راشを口に つっこんで、パジャマのま まベランダに出て、水をやっては、飽きずに眺めていると、三月に入った頃、ようやく待望の新芽が出てきました。こんなに植物を観察するのは、小学校のひまわり以来です。

それでも、何とか四月には、一人前に枝葉がのびてきました。中には、小さな薔が先に付いていたりもしていますが、本には新苗は秋まで花を咲かせてはだめとあります。泣く泣く薔を切り落としては様子を待ちます。そして、五月、六月の梅雨本番、ついに、うどんこ病が発生しました。

土日の休みまで待てないし、帰宅してからでは真っ暗だというので、早起きしては薬剤を塗布します。結局、午前中に日の当たる東北のベランダに鉢を移して、何とかうどんこ病を撃退し

ます。

しかし、気温が上がってくると、虫は付くわ、鳥が葉を食い散らかすわで、気の休まることはありません。また、株の成長が早くなっているの、二、三日、ばたばたして朝の観察を怠ったところ、立派な薔がついてしまいました。

新苗には御法度と書かれている夏の薔薇、でもまあ一つくらいと様子を見てみると、あつという間に、見本通りの可憐な白い薔薇の花を咲かせました。その後、株が弱った様子がないので、気をゆるめて、花を眺めては和んでいると、次から次へと薔薇が咲いていきます。

居間のベランダに鉢を運んで、夫とまずは成功を祝します。夏の終わりに追肥をやって、しばらく放っておくと、いよいよ秋の薔が つきました。

秋の薔は、ゆっくり膨らみます。花卉の数も夏とは

比較にならないほど重厚です。半月も経った頃、ついに次から次へと花卉が開き、まるで牡丹か菊のような白薔薇が三輪咲きました。もっとも、折しも、我が家を訪れていた友人は、この花を見て、「これって、本当に薔薇なの？」と疑わしげでしたが。それでも、初めて精魂込めて育てた薔薇なのです。すっかりご満悦で、花を肴にまずは一献。外はすっかり涼しくなっていて、切って花瓶に挿して二週間近くも楽しんだのでした。

◆新年に向けて

今、うちの薔薇は、葉をゆっくりと落としながら、新年に向けて充電をしているようです。思えば、昨年めめまぐるしく過ぎ去りましたが、今年もまた、時折ベランダに出ては、大輪に咲いた薔薇を眺めて英気を養いたいものです。

定期借家制度の創設

昨年一二月七日、

定期借家制度の創設を盛り込んだ「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」が成立しました。今年三月一日から施行されます。

これまでの借地借家法によると、借家の場合、賃貸期間が満了しても、家主が更新を拒否するためには正当事由が必要です（借地借家法二八条）。

しかし今■の新法により、一定期間の建物の賃貸借をする場合において、公正証書等の書面によって契約をするときに限り、借地借家法三〇条の例外として、契約の更新がない旨を定めることができるかとされています。

これは正当事由がない限り更新を拒否できないという制度においては、貸主は

いつ貸家の返還を受けられるか予測が困難であり、賃貸を控える傾向があるため、定期借家制度を創設することで優良な賃貸住宅等の供給を促進することを目的としています。

正当事由を要求する借地借家法は、貸主、借主という経済的地位の差に着目し、借家人が安定して居住できるようにとの意図に出たものです。

ただ、これはいわば国家の住宅福祉政策の貧困を家主に肩代わりさせたものであり、賃貸住宅が増加している今日、家主の不満が募っているのが現実です。

しかし、はたして、新法の実施により立法者の意図どおり賃貸住宅の供給が増え、家賃相場が下がるのか予想は困難です。

逆に、家主が定期借家ばかりを希望し、立場の弱い

借家人が定期借家に甘んじなければならぬ事態が生じることを危惧する意見があります。ドイツでは定期借家制度の濫用現象が生じたため見直しを余儀なくされたとのことです。

この問題の本質は住宅福祉政策の充実です。新法もこの点の配慮を求めた規定を置いています。これが現実に実のあるものとして実施されなければ全体としては不備な法律となってしまうでしょう。